

愛輔に訴えられ、円空は御許山座主職を改替された。

ト、野仲次郎太郎道雄 正和二年（一三三三）以前、下毛郡麻生郷藍原屋敷二か所（現中津市相原）を押領したと宇佐宮に訴えられ、神領興行法によって社家に返付させられた。

また、元応元年（一三一九）宇佐宮供僧の訴える下毛郡野仲大家両郷内自見名に対する鎮西探題の裁許に応じないとして、強制執行の命令が出されている。

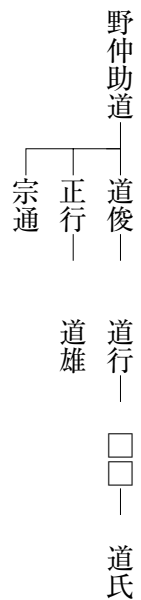
チ、野仲郷司道氏 嘉暦二年（一三二七）三月以前、宇佐曹司河頼小路屋敷一所・駅館東打上畑地二反の道氏の放券を小山田社へ宇佐大宮司公敦が寄進している（小山田文書）。

また、彼は文保三年（一三一九）五月、幕府の命令で、別府孫太郎種房とともに弥勒寺に派遣され、刃傷狼藉の検証に当たっている（宇佐永弘文書）。

このように、鎌倉時代だけでも史料上に数多く登場している。次の南北朝期は野仲惣領家はおおむね北朝方として行動するが、足利方となったため、南朝方によって所領を没収され、一二〇町歩が長門一宮・二宮へ寄進されている。

室町時代は大内氏の被官となり、下毛郡代として活躍した。戦国時代、野仲鎮兼は秋月種実と結び、しばしば大友宗麟に背き、独立しようとした。

以上の野仲氏を系図にしてみると次のごとくなる。



第二節 蒙古の襲来と宇都宮通房の下向

文永四年（一二六七）蒙古のフビライの命令によって、使者が太宰府に到着したという少貳資能からの報告を受けた鎌倉の執権北条政村は連署時宗とその職を交代し、この国難を切り抜けようと決意した。

文永八年（一二七二）九月、幕府は鎮西に所領を有する御家人に対し、下向して守護人とともに異国の防禦を致し、また領内の悪党を鎮めるよう通達した。

ついで、同九年二月、豊野の守護大友頼泰は、筑前・肥前両国の要害を守護するため、三月晦日までに東国から下向する御家人を引き連れ、役所を受け取り、御家人らを差し置いたために、代官を派遣したから、早くかの人に尋ね、懈怠無く勤仕するよう伝達した。

同十年（一二七三）十一月、少貳資能は鎌倉からの次のような命令を管国内の御家人に伝達した。

国々悪党のこと、守護人緩怠を致し、御家人等籠めるの間、断絶せずと云々、早く豊前・筑前・肥前・壱岐・対馬等の国々、警固せしむべき也、

この上なお蜂起の由、その聞こえ有らば、守護といい、御家人といい、所職を改めらるべき也、(下略)

(原漢文、来島文書)

蒙古の襲来が近いというのに、国内では悪党が跋扈し、これに対する対策に迫られる状況で、九州の人々には、蒙古に対する危機感はなかったようである。

文永の役

文永十一年(一二七四)十月、元・高麗の連合軍四万が九〇〇艘の船に乗って、対馬・壱岐に襲来した。

蒙古人、対馬・壱岐に襲来し、合戦を致すの間、軍兵を差し遣わされる所なり。且つ九国の住人等、その身、たとい御家人ならずといえども、軍功を致すの輩有らば、抽賞せらるべき由、普く告知せしむべきの状、仰せに依って、執達件の如し。

文永十一年十一月一日(連署北条義政) 武蔵守在判

(執権北条時宗) 相模守在判

大友兵庫入道殿

(原漢文、大友文書)

と、非御家人を合戦に参加させ、同時に彼らを御家人化するきっかけとした。この情報は、中国地方の御家人にも伝えられ、出動準備が命ぜられた。

対馬守護代宗資国の軍勢を壊滅させ、壱岐島をほうった元・高麗軍は博多湾に侵入し、一隊は糸島半島の今津へ上陸を開始

し、一隊は百道浜付近へ、一隊は箱崎宮付近へ上陸してきた。

九州の御家人を指揮したのは、前三国と対馬・壱岐二島の守護少貳資能と後三国の守護大友頼泰であつた。日本側一〇万の防禦勢は、元軍の槍の集団戦法・短弓・毒矢・てっぽうといった勝手違つた戦法に悩まされ、終日戦つて疲れ、大宰府へ撤退した。元軍も船に戻り、夜間に博多湾から出て行つた。日本側の勇敢な攻撃、元軍の兵器の不足、寒波の襲来による風波を考へての撤退であつた。これを文永の役という。

異国警固 番役の強化 文永十二年二月、蒙古の再来を予想して、鎌倉幕府は使者を送つて、蒙古警固番役を指示した。

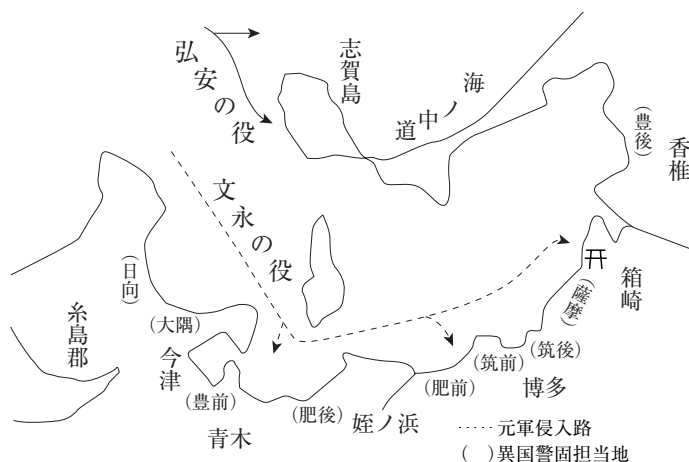


図4-2 蒙古進入路と異国警固番役担当地

春三ヶ月

筑前国 肥後国

夏三ヶ月

豊前国 肥前国

秋三ヶ月

豊後国 筑後国

冬三ヶ月

日向国 薩摩国 大隅国

同年六月の筑後国の御家人野上資直への書状では、七月一日より同晦日までの一か月間、一番衆のうちとして、筑後国守護所辺にて勤番し、三番編成とするが、異敵来着所には、当番でなくともすぐに馳せ向かうよう指示された。

また七月には、去年の異賊襲来るとき、戦場に臨んで、進んで戦わず、あるいは、別の所を守ると称して馳せ向かわない輩が多かったという報告があり、今後、そのような不忠の者は、罪科に処すと触れだした。

宇佐宮に 建治元年（一二七五）十月、異国降伏の祈願成
勲功の賞 就につき、幕府は豊前国到津、勾金の両庄地頭職を宇佐宮へ寄進した。

また、同年十一月、御家人たちに、蒙古合戦勲功の再確認をするため、代官を差し出させた。

高麗遠征計画 建治二年三月、幕府は逆に渡海して高麗を攻
と石築地役 撃しようとする計画を進めた。

異国発向用意条々

一、所領の分限、領内の大小の船呂数、并に水手・梶取りの交名年齢
注進せらるべし、兼ねてまた、来月中旬をもつて博多津へ送り付く
るのよう相構えるべき事、

一、異国に渡るの時、相具すべき上下の人数年齢、兵具、同じく注申せ
らるべき事、
(以下略)

(野上文書)

と、三月二十日以前に申告するよう厳命された。

また、高麗発向者以外に、要害の石築地を割り付け、三月二十日以前に人夫を相具し、博多津に相向かい、役所を受け取り築造するように命じた。

この石築地の築造と修理は以後、六〇〇七〇年間も継続され、御家人を苦しめ、困窮させることになった。

豊前国役所、青木横浜石築地并に楯・旗・征矢等の事、

山田左衛門入道道密跡成恒太郎右衛門入道道円分、不日参对せしめ、今月十五日以前その功を終えらるべし、もし緩怠有らば注申すべく候、よつて執達件の如し、

正安二 壬七月一日

直兼在判

成恒太郎右衛門入道殿代

(末久文書)

正安二年（一三〇〇）、成恒道円へ豊前国の警固番所の青木横浜（現福岡市西区今宿付近）での石築地役などを命じた史料で、豊前の担当地区がこれで判明する。

蒙古再来の噂は建治元年九、十月ころと弘安四年（一二八二）四月ころと、何回となく流れ、人々はそのたびに動員をかけられ、疲労の度を増していった。弘安三年十二月、鎌倉の北条時宗は「近年、守護や御家人は仕事上の事や訴訟事件などで対立し、同心しないという噂がある。自身の宿意をもって、天下の大難を顧みないのは、甚だ不忠である」と戒めの法令を、鎮西東方奉行大友頼泰へ送っている。

弘安の役

弘安四年（一二八二）五月、再度の元・高麗連合軍が前回と同様の船九〇〇艘に四万人が乗り込み、対馬に襲来した。二年前に滅亡した南宋の水軍三五〇〇艘一〇万人と共に、出発する手はずであったが、これは一か月以上も遅れて到着する。

先発した東路軍は対馬・壱岐を破壊させた後、志賀島に一部が上陸し、日本軍と戦い、敗北して壱岐に撤退し、江南軍の到着を待って、肥前鷹島付近で合流し、上陸の態勢を整えた夜、台風に遭遇し、大半が漂没した。これを弘安の役という。

元の皇帝フビライはこれに懲りず、三回目の遠征を計画したが、これを実現することはできなかった。日本は、これに備えて警固を緩めることはできなかった。

条々

- 一、賊船の事、退散せしむといえども、自由に任せ、上洛・遠行有るべからず、もし、殊の急用有らば、子細を申し、左右に随われるべし、
- 一、異国降人等の事、各預け置かしめ給う分、沙汰未断の間、津泊往來の船、昼夜をいわず、大小を論ぜず、毎度検見を加え、然る如きの輩、たやすく海上に浮かび国を出すべからず、海人の漁船と云い、陸地分と云い、同じくその用意有るべし、
- 一、他国より始めて来たり入る異国人等の事、制止を加えるべし、
- 一、要害の修固並びに番役の事、日ごろの如く懈怠無く勤仕せらるべく候、

（原漢文、野上文書）

と、弘安四年九月、六波羅探題北条時国から伝達されたこの法令を読むと、当時の緊張した空気を感ずることができると、

弘安九年（一二八六）閏十二月にも、

本所一円の地の事、代官を差し下さず、守護の催しにも従わず、合戦を致さざれば、地頭を補さるべしと、奏聞を経るべき旨、六波羅に仰せられおわんぬ、然らば注申すべき由、守護人に相触るべし、

一、鎮西所領知行の輩の事

関東要領の仁は、子息・親類を下し遣わすべし、その外は自身下向すべき由、定められおわんぬ、しかるに、未だ下向せざるの輩これ有らば、注進すべき由、守護人に相触るべき也、

（原文は漢文、薩摩八田家文書）

と、幕府の力の及ばない京都の莊園領主支配地内の武士（非御

家人)にも、元寇合戦出陣を義務付け、協力しない荘園には地頭を設置すると通告し、関東の御家人で鎮西に所領を持つ者が、まだ子息・親類をも下向させていない者を調査して報告するよう守護に命じている。こうして、御家人たちの鎮西移住が本格化したのである。

神領復興 弘安七年(一二八四)六月、鎮西の大社の神領と合奉行が、売却等によって一般人に渡り、神事が行われなくなった、社殿の修理もできない状況になっているというので、鎌倉より明石民部大夫行宗・長田左衛門尉教経・兵庫助三郎政行の三人を派遣し、大友頼泰・安達盛宗・少弐経資を合奉行として、尋ね沙汰し、売却・質入れが確かならば、社家へ返付させるよう命じた。

同時に平家以後の没収地や御家人の名主職・公文職くもんしき・田所職等を調査し、御家人役を勤めていれば、売却等が二〇年以上経過した名主職と共に、地頭として認めよと命じた。

この六人の奉行は、

明石行宗・大友頼泰が肥前・筑前・薩摩を
長田教経・安達盛宗が豊後・豊前・日向を
兵庫政行・少弐経資が肥後・筑後・大隅の、
それぞれ三か国を奉行し、返付や安堵を行わせた。

この任務が厳正になされるように、それぞれの守護国を避けていることに、この改革の担当者安達泰盛の北条泰時の政治を

範とした姿勢を見ることができ。

しかし、この改革は台頭著しい御内人みうちびとや悪党とよばれた新興勢力に少なからざる打撃を与え、蒙古合戦の恩賞地の捻出に苦しんでいた幕府としては、大社寺や中小御家人に対する恩賞とすることを意味する徳政であった。

霜月騒動と岩門合戦 蒙古襲来を乗り切った執権時宗が三十四歳の若さで急死すると、側近の実力者同志の対立が激化した。

弘安八年(一二八五)十一月、御内人平頼綱が御家人を代表する安達泰盛を襲撃して多数の支持者と一族を滅ぼした。これを霜月騒動という。

鎌倉の合戦で自害した泰盛方の人々の中に、大宰少弐武藤景泰、同四郎左衛門尉、武蔵国で自害した武藤少卿しょうけい左衛門尉の名が見える。初代資頼の子息に鎌倉と本貫の地武蔵国に住んで、安達氏と親しい関係にあった者がいたようである。

当時、安達泰盛は肥後国の守護であったから、その子息盛宗が守護代として下向し、蒙古合戦の中心的武将として活躍したことは竹崎季長の「蒙古襲来絵詞」にもしばしば登場する。彼も追討される身となり、岩門城に少弐景資に守られて籠城した。

少弐景資は初め三郎左衛門尉と称していたが、やがて豊前守盛氏といっていることから、安達泰盛の被官となって、盛の一

字を頂いたらしい。したがって安達盛宗と運命を共にするのも肯けることである。景資は文永の役で敵將に弓で重傷を負わせたことで有名であり、権力者安達泰盛と結んで、兄経資を凌ぎ、あたかも少貳氏物領であるかのような振る舞いがあったようである。

少貳景資がいつのころ豊前守となったのか不明であるが、父資能が文永の役のころまで豊前の守護であったから、そのころ、豊前守兼守護代であったとすれば、豊前の御家人を引率、

岩門合戦で所領を没収された豊前国関係者

武士名	没収地	新地頭	出典
金田六郎 左衛門尉 時通	上毛郡原井村・安雲村・築城郡小山田村 筑前国岩門 相神家弘・佐伯政秀・多良良尊聖・斑島 左衛門三郎・寒永井源三郎・青木頼・三 原種能・八楽重俊・打橋泰幸・古飯三郎	薩摩前司尊覚 比志島	比志島
兵庫馬次郎 兵衛尉 経範	宇佐郡佐野次郎丸 豊前国安吉・吉久・久光三ヶ所 下毛郡東浜得永名	曾祢崎慶増・白石通武 江戸民部六郎景忠 宇良金崎二郎	比志島 比志島 比志島
兵庫馬三郎 能範	豊前国時紀（弘力）名 豊前国阿弥陀仏寺大通新開 肥前国松浦庄内加々良島 肥前国松浦庄内甘木村 肥前国松浦庄内石垣村 豊前国下毛郡全得名	田中七郎入道善光 相神浦次郎入道妙連 松浦二郎延 白石通繼 土々呂木又六家直 丹波房良晴	比志島 比志島 比志島 比志島 比志島
野仲二郎 入道正行	豊前国青木別所符田戸数 （下毛郡育・曾木・平田・戸原カ）	倉上弥藤次	比志島

指揮して、多大の影響力を及ぼしたと考えられる。

岩門城で、少貳景資と共に滅び、所領を没収された豊前の武士は上表のごとくである。そのうち、金田時通は田川郡、兵庫氏兄弟は宇佐郡、入道正行は下毛郡の武士である。

霜月騒動によって、かなりの人数の御家人が減んだ。そのために弘安の役の恩賞地の不足に苦しんでいた幕府には、幾ばくかの土地を捻出することができた。

豊前国関係者の恩賞は次のようである。

武士名	恩賞地	出典
薩摩前司尊覚	上毛郡原井村・安雲村（佐田庄替）・築城郡小山田村	比志島
薩摩太郎盛房	壱岐瀬戸浦預所職	比志島
野中三郎宗通法師	薩摩国鹿兒島郡司職内十分一	比志島
山田中内政盛	肥前国神崎庄一分地頭職	肥前櫛田神社
城野右馬三郎入道	肥前国神崎庄一分地頭職	肥前櫛田神社
小犬丸弥次郎入道	肥前国神崎庄一分地頭職	肥前櫛田神社
天雨田次郎憲行	肥前国神崎庄一分地頭職	本間

鎮西談議所の設置 弘安九年（二二八六）七月、内管領平頼綱は従来六波羅探題が行ってきた裁判を博多で行わせることにした。元寇に備えて、鎮西の武士が九州から離れることを避けるためである。

博多で四人の奉行が寄合をもって、尋ね成敗し、それでも裁許が困難の時は六波羅・関東に注進すること、関東居住者が鎮西の者を訴える場合は、関東では受け付けないので、下向して、談議所の沙汰を経ること、奉行人が被告の場合は、残る

人々で尋ね沙汰すべしと定めた。

これは重大な改革であった。裁判権は源頼朝の死後は、鎌倉と六波羅探題の北条氏が独占してきたものである。これを九州の四人の守護に移譲したのである。

もつとも、少式経資・大友頼泰以外は肥後国守護執権貞時の守護代宇都宮通房、日向国の守護北条久時の守護代渋谷重郷と北条氏の代官を加えている。宇都宮通房と渋谷重郷は御家人ではあるが、平頼綱と同様、北条氏の御内人であり、御内人が鎮西の裁判に参画したということになる。これはやがて北条氏内部分から批判が出てくるはずである。

正応四年（一二九二）二月、幕府は尾藤内左衛門入道と小野沢亮次郎入道兩人を派遣して、合戦軍忠の注進をわざと漏らしたり、裁判において、一方に最良^{ひいさ}して、注進しないという訴えの子細を尋ねきわめ、報告させている。

鎮西探題北条兼時・時家の下向 永仁元年（一二九三）三月、六波羅探題兼時が博多に派遣され、異賊警固の指揮をとることになった。合戦の進退は、兼時の指示に従えと触れた。

この年四月、平頼綱は、成人した執権貞時の命令で討伐され、談議所の裁判権もしだいに前六波羅探題兼時と時家に吸収された。以後、幕府が滅亡するまで、

金沢実政——同政顯^{まさあき}——阿蘇^{よりしき}——赤橋英時^{ひでしき}
と四〇年間、鎮西探題が独立府として専権を振るった。

永仁五年 永仁五年（一二九七）三月、困窮した御家人を**の徳政令** 救済するため、徳政令を發布した。既に「御恩

の地」を他人に売却したり、請所^{うけしよ}といつて、他人に任せっきりにすることを禁止している（弘安九年八月）が、重ねて所領を、入質したり、売買することを禁止し「御家人が他の御家人に売り渡した土地が、二〇年を経過していない場合（文永の役後の売地）は取り戻してよい」、「相手が御家人ではない場合は、二〇年以上前に手放した土地でも、取り戻してよい」という、まことに、幕府に勝手のよい法律である。

裕福な御家人や庶民を犠牲にして、零細な御家人を一時的に救済しようとしたものである。

本町の近辺では、次のような例がある。

鋤崎次郎時広法師法名蓮覚申す、亡父都法眼祐秀が遺領豊前国大野井庄の田所職・名田畠・在家等の事、

右、永仁六年十二月二日評定の事書の如くんば、かの田畠等は徳政に就き、祐秀が跡に付けらるの由見ゆるところなり、よつて、蓮覚配分せらるべきの旨訴え申すの間、得分親ならびに田数の分限を尋ね注進すべきの由、守護代道意に仰せらる（以下略）
（大隅祐寝^ね文書）

これは、徳政令で取り戻した田畑をめぐつて、兄弟が争い、裁判沙汰となったのである。この史料を大隅の祐寝氏が伝存したのはなぜか不明である。

鋤崎に住む都次郎の親祐秀は、法眼という高い僧位をもつ僧

侶である。宇佐宮の神宮寺である弥勒寺領大野井庄の荘官の一つ田所職であるためには弥勒寺の僧侶であることが必要であったのだろうか。郡名を苗字とする都氏は遠く国造の系譜をひく郡司であったと思われる。平安時代には大野井の地を職権を使つて開発した開発領主の一人であろう。その古代豪族が鎌倉末期に没落している様子をうかがい知ることができる。

鎮西探題北条政顕は一二年後、次表のように裁定を下した。

田畑の合計は約三五町という領主名田で、在家一〇字で割ると一字当たり三町五反にもなる。上毛郡の成恒名とよく似た構成となっている。

兄弟への配分方法も当時一般的に行われていた分割方式で、少分ながら女子にも財産譲与がなされている。

この史料に登場する人物を系図にすると次のようになる。

相 続 者	田 地	畑 地	在 家
都法眼 祐秀	二町 一二町七反二〇	四反 四町六反三〇代	五字
太郎 讃阿	六町三反	二町三反二〇代	三字
次郎時広法名蓮覚	四町三反	一町五反	二字
三郎生千 種秀	二五町五反	九町三反	一〇字
肥前房良秀 経弘			
合計			

宇都宮通房 宇都宮城井氏は、信房―景房―信景の三代は鎌倉で暮らすことが多かったらしく、豊前内外で史料をほとんど残していない。

ここで、城井宇都宮氏について精力的に探究してきた則松弘

明の『鎮西宇都宮氏の歴史』から、三代の残した史料を確認してみよう。

イ、宇都宮信房 承元三年（一二〇九）十二月、信房が前宇佐大宮司公定を殺人の張本人であると訴えた。公定が扶持人らを上毛郡尻高浦（現上毛町）へ遣わし、藤原右馬允秀忠を夜討ちし殺害したというのである。執権北条義時は惣官である大宮司の名を上げるべきではない。下手人である公定の扶持人の名を連ねて訴えるべきであると豊前守護人武藤資頼を通じて伝えさせている。在庁官人であろう藤原秀忠はかねてから宇佐大宮司公定と対立しており、信房の庇護を頼むに至ったのである。

あと一つの史料は、承久の乱の恩賞か、筑前国宗像社領高向無留木・宮田二か所の地頭職を得たところ、信房がこれをたびたび辞退して、もつとも狭小な西嶋弥二郎の所領と交換することを望み、執権北条泰時も驚いていると述べている。

ロ、宇都宮景房 景房の名が確認できるのは一件のみである。

宝治元年（一二四七）十月、いわゆる宝治の合戦で三浦泰村が滅亡した後の恩賞であろうか、国東の御家人富来又次郎へ下毛郡是則名を与えたところ、「大和壱岐入道昇蓮」に押領されたと訴えたから、豊前前司武藤資能（豊前守護）に調査報告を命じている（宇佐永弘文書）。

大和壱岐とは、大和守（信房）の子壱岐守（景房）を意味する。

壱岐守（任期は三、四年）にいつ任官したのか不明であるが、任官前は大和太郎左衛門尉と称したと思われる。

大友能直の子時景が景房の養子となり、大和太郎兵衛尉を称していることから推定されるのである。

野仲郷は神封であるから、地頭は設置されなかったはずである。富来氏に与えられたのは、この地が多年の係争で裁定が困難であると判断されたか、犯罪を起こすかで、闕所されていたのであろう。宇都宮景房はその係争の一方から譲られていたらしい。

薩摩国御家人賀見嶋馬丞の子息右近将監友尚・四郎康忠をして参上せしめ候、馬丞は阿□召人西面衆 預け候て薩摩国に下し遣わし候也、入洛の後、件の輩最前にまかり上り候、この旨をもつて見参に入れ候なハ急々暇を申し帰国せしめ給うべく候、恐々謹言、

九月廿九日

武蔵守御判

壱岐前司殿

（薩摩旧記二、国分寺文書）

この史料は、承久三年（一二二二）ごろ、六波羅探題北条泰時が鹿兒島馬丞の子息二人の上洛を、壱岐前司に催促させたものである。壱岐前司は景房であるかもしれない。宇都宮信房が島津庄などに地頭職を所持しているから、使節を命じることも

考えられるのである。

ハ、宇都宮信景 信景の活動を確認できるのは、父景房と同様一件のみである。

正嘉元年（一二五七）十二月、鎌倉から、「宇佐宮三十三年に一度の造営に、国郡の莊園の地頭・名主等が権勢の威を募り、皆みだりに自由に対捍致し、土木の功を終わらないということだから、使者を関や国々の津に派遣して、年貢所当を運上する船を点検して、宇佐宮に出す分を分け取れ」と、豊前前司（資能）と壱岐中内左衛門尉（信景）の兩名へ指示があった（宇佐益永文書）。二人は宇佐宮造営奉行を命ぜられていた。

壱岐中内左衛門尉とは、壱岐守（景房）の子中原内舍人兼左衛門府の三等官という意味である。内舍人とは宮中で宿直や雑務をつとめ、行幸の警護を行った下級の役人であるが信頼のける優れた人物が選ばれた。

二、在庁官人宇都宮通房 信景が守護資能とともに宇佐宮造営奉行を命ぜられたのは豊前の在庁官人を代表する存在であったからであろうとされるが、現地性が乏しい。これに対し、子息通房は文永六年（一二六九）には在国していた形跡がある。

文永六年三月二十三日、重ねて関東御下知に云う、壱岐太郎左衛門尉通房は税所職たるの処、目代の状に背き、切符を押し留めると云々、（以下略、弘安十一年三月）、（太宰管内志、香春神社古記録写）

これは、文永五年十月十六日の火災で香春社が焼失したた

め、記録類を紛失したので、香春社神官らが過去の香春社造営の切符を国衙に求めたところ、税所通房が提出しないと訴えたものである。正応四年（一二九二）六月の在庁種家・目代景永の返答書には、「道房は税所・田所職」とある。国衙が出した文書であるから、これが事実であろう。

なお、豊前国税所職はかつて板井種遠が所持していた。信房は種遠の跡を拝領したので、税所職をも継承したようにいわれているが、この史料には「文書紛失ノ事、当国前の税所藤五大夫重平、強盗のために焼き討ちに逢うの刻み、所持の文書等みなもって焼失し候ひおわんぬ。よって故少卿入道殿ノ御時、国衙の文書御尋ぬるの間、紛失の子細、則永景永亡父・家房種家亡父起請を書き候ひおわんぬ」と、前税所は藤原重平であり、宇都宮通房は重平のあと、税所職を手に入れたらしい。故少卿入道殿とは少貳資能のことであろう。

蒙古用心の触れ状は文永五年（一二六八）二月に出されているから、この法令に従って、通房が下向したのか、豊前の税所・田所職という重職を遂行するため、早くから在国していたのかは判断できないが、このころから通房の名は頻繁に史料に登場する。

今月十六日、類火に依り、香春宮炎上の事、関東に言上すべきの由申され候といえども、是よりとり申し上ぐるに及ばず、たまたま、社家の雑掌言上せらるの由仰せられ候、然らば、社家より言上致すべきか、恐惶

謹言、

文永五年十二月二十七日

沙弥尊覚

（香春神社縁起）

この文書は元禄ごろの写しであるから、通房がこのころ出家していたかどうか、疑われるところである。事実ならば、通房の在国がいつそう確実となる。

安達盛宗の使者 通房について、次の史料は注目に値するが、従来紹介されていないものである。

A 異国征伐の事、今年二月二十日の大宰少貳殿の御奉書案、同二十八年の城次郎殿の御奉書案、已上三通、謹んでもって拝見仕り候ひわんぬ、

そもそも、仏道房、城次郎殿の御使い、鎌倉まいられて候、持蓮分の注進状これを進らせ候、恐々謹言、

（建治二年）三月十一日

持蓮（花押）

進上 惣公文殿

（石清水文書）

B 三月二十五日の御礼、閏三月一日到□、謹んで承り候ひおわんぬ、そもそも、仰せを蒙り候人数交名并びに田□注文、御催促の旨に任せ、注進せしめ□、兼ねて又、御登りの時子息に候進候□、見参に罷り入れず候ける哉覧、恐々謹言、

（建治二年）閏三月一日

左衛門尉頼房（花押）

（石清水文書）

Aは建治二年（一二七六）、高麗渡海計画のため、動員できる人数や所領田数の申告などの命令について、返答したものである。その中で、入道道房が肥後国守護代安藤盛宗の使者として鎌倉へ行ったとある。

Bの史料もこれに関連している。通房の嫡男である頼房の初見史料と考えられる。石清水八幡宮は宇佐弥勒寺を支配していたから、同寺領肥後国山鹿郡泉本庄の代官職を通房が請け負っていたらしい。頼房は通房の代理人すなわち又代官であったと思われる。

通房は守護安達泰盛と子息盛宗との連絡役を勤めていたことが分かる。肥後国でのこのような実績が、一二八五年の霜月騒動後、執権北条貞時所持国となった肥後国の守護代に選任される理由であろう。

このように安達氏と深い関係を持つ通房が、騒動に巻き込まれなかったのはなぜであろうか。

むしろ、足立五郎左衛門尉遠氏跡である宇佐郡佐田庄を、安雲村の代わりとはいえ、宛行われていることから、平頼綱方に付いたことが考えられる。川添昭二は当時武士たちは二者択一の緊張状態にあったと述べている（『弘安八年筑前国岩門合戦について』）。城井通房の如才ない政治感覚をみることもができる。

弘安三年（一二八〇）、通房は、上毛郡吉富名内の土地をめぐって、多年争ってきた一族の西郷信定と山田政範まさのりとの間に

入って、和与（示談）を成立させた。

蒙古合戦に勲功 弘安の役の勲功の賞を得た人々では薩摩前司入道尊寛は武藤四郎盛資（資経の弟）に次いで二番目に書き上げられている。ここで、通房が薩摩守であったことが分かる。弘安三年の西郷信定和与状には壱岐太郎左衛門尉とある。

弘安の役の勲功で名国司みょうこしとなったのであろうか。受領は源頼朝時代は源氏しか許されなかったが、北条氏が知行国の武蔵守・相模守などを独占するようになって、信房の大和守任官などが見られるようになる。ただし、三、四年で任期切れとなるから、以後は前司を称す。

肥後国守護代 安達泰盛が滅亡し、肥後国守護職が執権直属となると、通房が守護代となった。阿蘇文書では「守護薩摩入道施行」と押し紙に書いている。北条貞時の守護は名目だけで、通房が現地では事実上の守護として扱われた。

得宗とくそう（北条氏嫡流）の代官として当時有名であったのが安東平右衛門入道蓮聖である。得宗領天雨田庄の代官も安東氏であるが、蓮聖の一族と考えられる。蓮聖は全国各地の得宗守護国の守護代や、得宗領莊園・国衙領の代官を務め、有徳人（裕福で善行者）として知られていた。いわば代官請負業者であった。逆を言えば、有徳人が代官に選ばれた。通房もその有徳人の一人であった。

通房の後任の肥後国守護代も安東四郎左衛門尉と言った。

鎮西談議所頭人 通房が肥後国守護代に起用されてまもなく、博多に四奉行による談議所が設置された。筑前国守護少弐経資・豊後国守護大友頼泰・肥後国守護代城井通房・日向国守護代渋谷重郷の四人が寄り合い、九州の裁判を行うことによつて、裁判のために、六波羅や鎌倉へ出かけて、異国警固に支障が起らないように配慮したのである。四人の構成は守護クラス御家人二人と北条氏御内人二人からなっていた。この制度は、鎮西探題が設置されても、しばらく持続され、しだいに、裁判権は北条氏のもとに吸収された。

宇佐宮造営奉行 正応元年（一二八八）六月、鎌倉より、通房・少弐経資兩人へ宇佐宮造営奉行に命ずる御教書が出された。

これは康元元年（一二五六）の先例にならったものである（宇佐宮記）。

筑後国守護 永仁三年（一二九五）六月、通房は宇佐宮に神馬一疋を寄進している。その写し文書の端に「筑後国守護薩摩入道送文」と朱書している（益永文書）。これが筑後守護職補任の唯一の手掛かりであるが、子息頼房がのちに筑後守護となつてゐることと関連させて、このころその職にあったことが分かる。永仁三年までの間には、同元年、内管領平頼綱が執権の命令で討伐されている。この事件を境にして通房の肥後守護代から筑後守護への栄進をみたことが推定される。

ホ、宇都宮頼房 通房の活動は文永五年（一二六八）から永仁三年（一二九五）六月まで二七年間追跡できる。文永五年ごろ既に出家していたらしいから、かなり高齢であつたと思われる。

正安元年（一二九九）の鎮西引付（旧典類聚）に、通房の名がみえない。既に死去していたらしい。

二番引付の三番目の「薩摩六郎左衛門尉」が頼房のことらしい。

なお「佐田系図」には通房の子に太郎盛房・次郎経房・八郎道氏・九郎実景がいた。史料には、盛房は「薩摩太郎左衛門尉盛房」とみえ、岩門合戦の勲功賞として、壱岐瀬戸浦の預所職を得ている。

経房は「薩摩次郎左衛門尉経房」とみえ、正安元年（一二九九）八月、下毛郡野仲郷全得・世永兩名を永仁六年（一二九八）六月の神領興行の論旨で、宇佐宮が取り戻そうとしたところ、経房が濫妨したと訴訟になり、経房は「由緒有りて知行せしむといえども、敬神のため、別儀をもつて当宮へ去り進じ候」という請け文を出している（到津文書）。

また、次の二通も経房のことらしい。

A 薩摩次郎左衛門入道教連代願蓮申す肥前国長嶋庄上村地頭浦右衛門二郎三郎公村、同庄の内、檣崎村を濫妨する由の事、重ねての訴状具書かくの如し、先度その沙汰有りとはいえども事行かずと云々、且つは

尋ね成敗せしめ、且つは注申せらるべく候、仍つて執達件の如し、

弘安五年四月廿五日

(北条時国左近将監御判

(北条時村陸奥守 御判

大宰少貳殿

B 六波羅殿の御教書を申し下され候榑崎の事、長嶋上村地頭、未だ陳状に及ばず候の間、重ねて触れ遣わす所かくの如し、返事到来の時、子細を申すべく候、恐々謹言、

(弘安五年 六月十六日

少貳経資在判

謹上薩摩次郎左衛門入道殿

(肥前、小鹿島文書)

これは、おそらく文永の役勲功の賞として、杵島郡長島庄榑崎村を、経房が得たが、浦公村が濫妨して知行できないと六波羅探題に訴えた。しかし、裁判が進まないで、経房が問い合わせたところ、まだ、公村から陳述書が出ていないと、肥前守護少貳経資から経房へ連絡がなされたのである。

さて、城井通房は六番目の子を惣領としたらしい。こうしたことは当時よくあることであつた。たとえば、大友貞宗は成人した二郎貞順、三郎貞載をさしおいて、幼少の千代松丸に全財産を譲っている。頼房に城井氏を統率する器量を認めたということである。

筑後守護 頼房は、父通房が武藤盛経の筑前国守護転出の跡を継いで永仁元年ごろから死ぬまで補任ふにんされていた筑後国守護

職を継承したらしいが、確実な史料は嘉元三年(一二三〇五)から正和三年(一二三二四)過ぎまでとされる。

嘉元三年三月前後は頼房は大和守在任中らしい。これが延慶二年(一二三〇九)には大和前司となっている。この年、祖父中内左衛門入道定空(信景)の置き文に従つて、田川郡柿原名地頭職を老岐三郎入道覚実から取り戻している。覚実が他人に渡したことが置き文に違反したと訴訟を起こして勝訴したのである。

鎮西引付衆 永仁七年(一二九九)から鎮西評定衆や引付衆の名が知られるようになるが、鎮西探題金沢実政のころ、頼房は二番引付の三番目に位置していた。そのメンバーの中に稗田四郎次郎がいる。川添昭二は本郡稗田の御家人で豊前の守護金沢実政の被官となつて起用されたのであろうと述べている(『鎮西評定衆及び同引付衆・引付奉行』)。また、長門掃部左衛門尉は豊前守護代らしい(益永文書)。

次の探題政顕・随時そいじきと英時の前半は三番引付の二番目であつた頼房は、英時の後半(一二二七年前)には名がみえない。筑後国守護を引退し、隠居したらしい。

次の史料は頼房がまだ筑後の守護であつたことを推定させるもので、豊前の御家人に対する使節は別符孫太郎種房が務めている。

肥前国神崎庄櫛田宮修理別当理善代唯観申す、当庄一分地頭土窪五郎

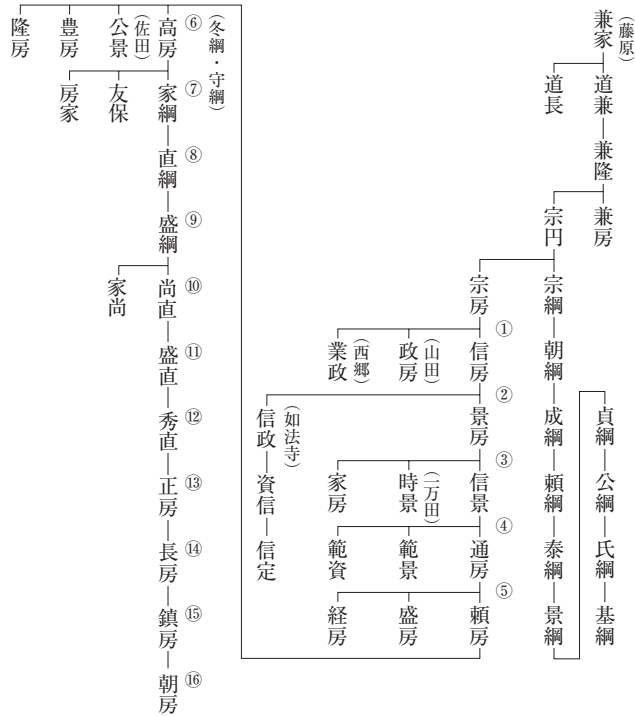


図4—3 紀井宇都宮系図

兼直代資直造営用途を対捍する由の事

右、庄役として弁済すべきの由度々仰せらるゝの処、兼直無音の間、大和前司頼房に仰せ重ねて催促を加えるの処、頼房執り進ずる資直の元亨二年十月廿八日の請け文の如くば、皆済せしむと云々 てへれば、結解^{けちげ}を遂げ、未進あらば究済せしむべき也と、仰せに依り下知件の如し、

元亨四年十月廿五日

修理亮平朝臣^(北条英時)(花押)

(肥前櫛田神社文書)

これは、筑後の御家人土窪五郎兼直が蒙古勲功の地神崎庄一分地の櫛田宮造営料納入実否の調査報告を頼房に命じたもので、他に神山藤三郎・長田五郎助益・今村次郎入道あての書状にも使節を務めていて、守護職でなくとも、元亨二年(一二三二)十一月ごろ、依然として筑後国と関係を保っていることを証明する。

神領興行令

安達泰盛の 弘安七年(一二八四)六月、甲乙人(名をあげ

弘安德政 する必要もない一般庶民)らの神領所有を停止

し、元の社家に返付する法を發布し、十一月、明石行宗・長田教経・兵庫政行の三人の「徳政の御使」が博多に派遣され、翌年正月から、守護・在庁を指揮して秋までに作業を終えた(海津一朗『中世の変革と徳政』)。

しかし、十一月に平頼綱が安達泰盛を滅ぼして、この改革を後退させ、既に関東の御使が出した下知状は無効とされた。

永仁の神領 永仁五年(一二九七)の徳政令は御家人のみを興行論旨 対象にする法令であったから、公家政権側から

激しい反発が起り、伏見天皇は神領興行法を発した。

しかし現実には武士の抵抗のため幕府の力を借りなければ実効をみなかった。

正和の 幕府は北条貞時の遺言と称して、正和元年(一二三二)の 神領興行 三一二、鎮西五社(宇佐・箱崎・高良・香椎・

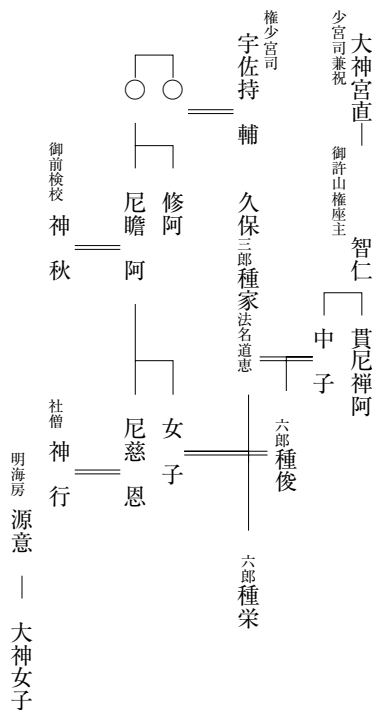
安楽寺）興行を発表し、安富長嗣・斎藤重行・明石盛行を鎌倉から派遣し、訴訟の受付、尋ね沙汰、強制執行を二年余精力的に行った。その件数は残存史料だけでも七〇件に達するといふ。ほとんどが宇佐宮・弥勒寺領で占められ、大友・宇都宮・少弐など有力御家人の一族や被官（下人・所従・所領住人など）が法の適用をうけている。宇都宮一族の適用を表にすると次のごとくである。

論人	論所	訴人	裁許年月日	典拠
山田中内政盛	黒土庄内小石原	弥勒寺供僧賢親	正和二・二・二〇	宮成
山田彦三郎政康	下毛郡四郎丸名内	神官並頼・道呼	正和二・三・一二	益永
山田千世房丸	下毛郡四郎丸名内	神官宇佐実世	正和二・七・二七	益永
宇都宮頼房	下毛郡久枝名	権檢校高舜	正和二・八・一二	小山田
又三郎・九郎三郎頼房下人	下毛郡木原村桶重名内	神官宇佐忠世	正和二・一二・二七	到津
大和八郎信茂	上毛郡是吉名内	官人代宗朋	正和二・六・二二	奥成
山二重安頼房領住人	宇佐郡葛原郷光方名内	神官田部盛繼	正和二・六・二六	宮成
野仲次郎太郎道雄	下毛郡麻生郷藍原屋敷	神官公親	正和二・六・一六	到津
野仲道性房内空	下毛郡全得名・世永名	神官実世	正和二・六・一二	永弘
野仲原次郎道興	宇佐郡高家郷大根河免田	神官愛輔	正和二・六・二二	永弘
野仲次郎太郎	下毛郡自見名并今永田地	神官屋形諸成	正和二・八・二七	屋形
		供僧神堯	元応元・八・一九	北

この神領興行で、本町出身の久保六郎種栄が下毛郡穴石郷の黒水・吉武両名五町ばかりの地頭職について大神氏に訴えられ、文保元年（一二三二）八月、鎮西探題北条随時の裁定で、御家人側が勝訴するという希な例がある。次の系図は、久保氏と宇佐宮神官との関連を長文の裁許状から整理したものである。

久保種栄が、宇佐宮の神官や弥勒寺の僧侶と深いつながりがあることが、この系図によってよく分かる。久保氏が宇佐宮領貫庄の荘官の一つである弁済使職と、弁済名を所持していたことから、宇佐宮との関係が深まり、下毛郡へも進出するに至るのである。

鎌倉時代の大蔵久保氏と宇佐宮との関係図



第三節 鎌倉幕府の滅亡

北条得宗 北条氏の中でも、執権の座に就く嫡流の家を得る権力を集中させ、元寇の後には異国警固の名の下に九州へ一挙にその力を浸透させた。